

## 申 8 号

### 「土木・建築部門における一部業務の見直しについて」②

7. 建築設備センター（仮称）の行う業務を明確にすること。また、建築設備センター（仮称）と支社担当課との役割分担を明確にすること。

**組合** ・基本的に保守を担うことでよい。現場業務を引き続き担当する事になれば、必要な手続き等はどうなるのか。

**組合** ・支社に統合されるとなれば、勤務はフレックスタイムを適用されるのか。

**会社** ・これまで同様に設備管理の業務を担っていくことにはかわりはない。  
・各種手続きは今後も変わらないが、決裁などを誰が行うかは支社ごとに決定する。

・基本的には適用される。個人の業務によっては除外を指定する。

職制や手当に関係することは別途提示となる

8. 見積査定業務の効率化について、具体的な手法と運用の指針を明確にすること。

**組合** ・全ての工事に適用されていくのか。部外からの受託件名や補助金工事などで、関係者からの信用問題にならないか。

**組合** ・建築における査定率の適用は、初めてのパートナー会社では発生しないことでよい。また、どのようにして技術力を維持していく考えなのか。

**会社** ・査定をしない訳ではなく、査定方法を定めただけだ。透明性と妥当性は確保していくし、理解を得られるようにしていく。

**会社** ・実績の無いパートナー会社の場合はこれまで通りの査定を行う。初めての工事内容等では全項目査定する。パートナー会社ごとに、年間数件サンプリングして全項目査定する。

9. 集約工事の規模や対象件名等詳細を明確にすること。

**組合** ・想定している工事の種類や内容を明確にすること。

**会社** ・防水工事や間内改良や外壁塗装工事など、繰り返して発注するような工事を想定している。

10. 部外能力活用について、対象となる工事の詳細を明確にすること。

**組合** ・対象となる工事の種類や内容を明確にすること。

**組合** ・プランニングや構造検査は何をどういった内容なのか。

**会社** ・これまでの施工でプレ幅の大きい仮設物（道路等）、足場等である。

**会社** ・例えば、トイレ改良等で、男女や多機能トイレをどう配置して行くかなどはパートナー会社に考えてもら

う。構造計算は上屋等に物をつけるときに、設計事務所に外注せず、パートナー会社に計算してもらうことで効率化していくという考え方。ただし、全てお任せではなく内容のチェックはしていく。

**技術継承できる設備職場を将来に残すために  
議論を積み重ね私たちの要求案をつくりあげよう！**